

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

松本市

## 2 構造改革特別区域の名称

選べる障害福祉サービスまつもと特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

松本市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 松本市の現状

本市においては、市町村障害者基本計画である「松本市障害者福祉長期行動計画」（現行のものは、平成9年度を初年度として平成18年度までの10年間を対象）に基づき、障害のあるなしに関わらず、だれもが松本市民として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加・参画するとともに、市民としてその責任を担う社会 - 「ともに生き ともに歩む社会」 - の実現を目標とし、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んでいます。

現在、本市においては、施設入所者の地域移行の推進と、障害者の地域での自立した生活を支えるサービス提供体制の整備、相談支援体制の充実が重要な課題となっています。これらの課題について、現在下記のような取り組みを実施しています。

### ア 暮らしの場の整備

障害者の地域での暮らしの場としてのグループホームや地域共生型生活ホームの整備を計画的に推進しています。グループホーム、地域共生型生活ホームとも施設整備については長野県の補助制度が整備されておりますが、本市においてはさらに市単独で補助事業を実施し、整備促進を図っています。こうした暮らしの場の整備と、次に述べる日中活動の場の整備により、施設入所者の地域での生活に必要な基盤整備を推進しています。

### イ 日中活動の場の整備

福祉的就労の場を含む日中活動の場を整備するため、デイサービスセンター、小規模通所授産施設、共同作業所等の整備を計画的に推進しています。国・県の整備補助事業を取り入れて実施しているほか、市有地・建物の提供を行い、整備促進を図っています。運営についても、国・県の補助事業のほか、市単独で施設の土地・建物の賃借料の補助、県共同作業所補助金への上乗せを行い、運営の安定を図っています。

### ウ 相談支援体制の充実

松本市においては、平成11年から国の身体障害者等自立生活支援センター運営事業（市町村障害者生活支援事業）により、松本市障害者自立支援センターを設置

しています。また、長野県においては、県事業により、各圏域ごとに障害者総合支援センターが設置されており、3障害に対応する相談支援体制の整備が図られています。また、本市では、平成15年度から国のモデル事業（障害者地域生活推進特別モデル事業）に取り組み、相談支援体制の充実等を推進しています。

#### エ 支援費制度の円滑な実施

利用者自らがサービスを選択し、契約に基づいてサービスを利用する支援費制度が平成15年度から施行され、市としてはその実施に積極的に取り組み、サービス提供体制の充実を図っています。利用者がサービスを選択し、利用するという支援費制度の実施に不可欠なケアマネジメントについても、上記の総合支援センター等との連携により、適切に実施できる体制の整備を図っています。

こうした取り組みにより、居宅サービスを中心として障害者の利用ニーズが顕在化し、サービスの利用者が現在も増加しています。

### (2) 松本市における障害者及び支援費制度の現状

#### ア 障害者数（平成17年4月1日現在）

松本市の人口	227,524人
身体障害者	8,373人（身体障害者手帳所持者数）
知的障害者	993人（療育手帳所持者数）
精神障害者	779人（精神障害者保健福祉手帳所持者数）

#### イ 支援費支給決定者数（平成17年4月1日現在）

居宅生活支援費	529人
施設訓練等支援費	388人（うち通所94人、入所294人）

#### ウ 支援費指定事業者数（平成17年9月現在） 内訳は別添のとおり

居宅生活支援費事業所	87事業所
施設訓練等支援費事業所	12事業所（うち入所5、通所7）

## 5 構造改革特別区域計画の意義

松本市においては、市町村障害者基本計画である「松本市障害者福祉長期行動計画」に基づき、「ともに生き ともに歩む社会」の実現を目標として、総合的かつ計画的に障害者福祉施策を推進しています。こうした中で、施設入所者の地域移行の推進と、障害者が地域で自立した生活を送るためのサービス提供体制の整備、相談支援体制の充実が現在の重要な課題となっています。今回の構造改革特別区域計画は、こうした課題に対する取り組みの一環として実施するものです。

本計画においては、施設訓練等支援事業を日額単位で算定することにより、施設サービス利用者で、同時に各種居宅サービスを利用する必要がある障害者が、本人のニーズに基づいて二つのサービスを利用することを可能とします。これにより、障害当事者の個々の意思やニーズに基づいたサービス提供をより柔軟に行うことが可能となり、サービス提供体制の充実を図ることができます。

具体的には、次のような意義が認められます。

### (1) 障害者の意思やニーズに即した地域生活の実現

地域で生活する障害者については、施設通所サービス利用者が、通所時間帯に居宅サービス（デイサービス、ホームヘルプ）を利用したり、他の通所施設を利用できるようになります。これによって、通所施設の開所日や時間帯に縛られることなく、個々のニーズに応じて居宅サービスを利用し、生活を送ることが可能となり、障害者の主体性を尊重し、福祉サービスを障害者が選択できるという支援費制度の理念の実現と、障害者の地域生活の充実を図ることができます。

### (2) 施設入所者の地域移行の円滑な推進

施設入所者の地域移行のケアマネジメントにあたっては、地域生活に必要な各種サービスを検討することが不可欠です。今回の特区計画により、施設入所者が居宅サービスや施設通所サービスを体験的に利用することも可能となることから、地域生活に必要なサービスをより具体的に検討することができます。これにより、地域移行の円滑な推進を図ることができます。

### (3) 支援費制度の効率的な運用

施設サービスを提供する施設・設備や人材が効率的に活用され、限られた社会資源を有効に活用することができます。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本市においては、市町村障害者基本計画である「松本市障害者福祉長期行動計画」に基づき、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んでいます。現在、施設入所者の地域移行の推進と、障害者の地域での自立した生活を支えるサービス提供体制の充実が重要な課題となっています。

障害者が地域で自立した生活を送るためには、一人一人のニーズや生活実態に基づき、保健・医療・教育・就労等を含め、生活全般にわたる各種公私のサービスの充実が必要であり、本市においても支援費制度の円滑な実施、福祉的就労の場を含む日中活動の場（デイサービス、小規模通所授産施設、共同作業所等）の整備、相談支援体制の整備等に取り組んでいるところです。

こうした状況を踏まえ、障害者の主体性・選択性が尊重され、障害者が地域で自立した生活ができることを目標とし、この目標達成のための取り組みの一環として本特区計画を実施するものです。

具体的には、日額単位を適用した施設訓練等支援事業により、適切なケアマネジメントに基づき、施設サービスと居宅サービスを障害者の意思やニーズに合わせて柔軟に利用することを可能とします。これにより、サービス提供体制の更なる充実を図るとともに、実証的研究を進め、周辺市町村をはじめ長野県内への普及・定着と全国への広がりを目指します。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 経済的効果

ア 施設サービスを提供する施設・設備や人材が効率的に活用されることから、支援費制度の費用対効果が向上します。

イ 施設サービス利用者の居宅サービス利用や、施設入所者の地域移行の促進により、支援費制度に係る居宅サービスをはじめとした各種在宅支援サービスの基盤整備が進められることから、雇用の創出や地域経済の活性化につながります。

(2) 社会的効果

施設入所者の地域移行が促進されるとともに、障害者の主体性を尊重し、福祉サービスを障害者が選択できるサービス提供体制が確立されることで、地域生活の充実を図ることができ、障害者の社会参加が推進されます。これにより、障害のあるなしに関わらず、だれもが松本市民として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、市民としてその責任を担う社会づくりが推進されます。

**8 特定事業の名称**

規制の特例措置の番号：925

日額単位を適用した施設訓練等支援事業

**9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項**

ケアマネジメント体制の確保

本計画の実施にあたっては、障害者の意向、ニーズ、生活状況等を的確に把握し、これに基づいたサービス調整、支援計画の作成が不可欠です。圏域に設置されている障害者総合支援センター、市、施設が緊密に連携し、ケアマネジメント体制の確保を図ります。

**別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容**

別紙（特定事業番号：925）

## 1 特定事業の名称

日額単位を適用した施設訓練等支援事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- ・松本市内の施設訓練等支援費事業者
- ・利用者の援護の実施者として松本市

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

## 4 特定事業の内容

施設の設置主体及び所在地	施設の種別、名称及び所在地
社会福祉法人 アルプス福祉会 (長野県松本市大字寿豊丘 609 30)	知的障害者通所授産施設 コムハウス (長野県松本市大字寿豊丘 609 30)

## 5 当該規制の特例措置の内容

### (1) 規制の特例措置の必要性

支援費制度においては、施設サービスが月単位、居宅サービスが日単位・時間単位で利用することとされており、施設サービスと居宅サービスの併用は一部に限定されています。

このため、施設入所者が自宅に帰省した際に居宅サービスを使いたい、あるいは施設通所者が通所時間帯に居宅サービスを利用したいというニーズがあるにもかかわらず、制度上対応できないのが現状です。

本特区の実施により、施設訓練等支援サービスと居宅生活支援サービスを柔軟に併用することが可能となり、上記のようなニーズに対応することができるようになります。これにより、サービス選択の幅が広がり、障害者の意思やニーズ等に基づいたサービス提供体制の充実を図るものです。

### (2) 要件適合性を認めた根拠

ア 利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう、十分なサービス調整を行うとともに、在宅生活を含む施設支援計画（個別支援計画）を作成することとします。

利用者の意向、ニーズの把握

市及び圏域に配置されている相談支援事業者及び施設職員により、利用者に対して十分なアセスメントを行い、障害特性や生活全般の状況を把握し、その意向やニーズを把握します。

サービス調整

アセスメントにより把握された意向・ニーズに基づき、公私の各種サービスを検討し、日単位の施設サービス利用の必要性を明らかにし、必要となるサービスに

ついて十分な調整を行います。

施設支援計画（個別支援計画）の作成

市ケースワーカー及び相談支援事業者により、施設サービスと居宅サービスを含む総合的な個別支援計画を作成します。実施施設においては、市及び相談支援事業者と協議しつつ、個別支援計画に基づき施設支援計画を作成します。

イ 特例措置は、松本市の更生援護の対象となる利用者及び松本市内の施設についてのみ実施することとします。